

令和2年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班
分担研究報告書

たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討
近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士 兼 東京都議会議員

研究要旨：

近年、近隣住宅間のタバコの受動喫煙が問題となるケースが多い。しかしながら、2020年4月に全面施行された改正「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」においても罰則の対象外とされ、相談先も見つからないまま受動喫煙被害に苦しんでいる人々が多く存在する。

徐々に社会的な認知が増す近隣住宅の受動喫煙問題であるが、近時、方向性の異なる判決が出された。そこで、本研究では、それらの判決の事案及び裁判所の判断の内容を詳しく比較検討する。

次いで、将来に向けた解決策について検討し、立法及び行政上の提言を述べる。海外では集合住宅での喫煙の法規制が進んでいる。それらも参考に、我が国でも、立法上や行政上の措置がとられるべきである。

- (1) 行政として、住民の健康増進及び住民間のトラブル防止の観点から、健康志向の禁煙マンション・禁煙アパートの普及を積極的に後押しし支援すべきである。敷地内禁煙マンション等に、何らかの経済的なインセンティブを付与することや、認証・表彰制度を設けて住民及び事業者への普及啓発を図るべきである。
 - (2) 公社住宅・公営住宅において全館禁煙・敷地内禁煙の住宅を導入し増やすべきである
 - (3) 区分所有の集合住宅における喫煙をめぐるトラブルの未然防止のために、国土交通省は、「マンション標準管理規約コメント」に、居室内、敷地内、又はベランダ等における喫煙を禁止する場合の記述を設け、周知・啓発を図るべきである。
 - (4) 立法又は条例により、以下の制度又は罰則を設けるべきである。
 - ① 地方自治体で相談窓口を設置し、必要に応じて行政が喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組みを設けるべきである。集合住宅を対象に限るべきではなく、戸建て住戸等も対象とすべきである。
 - ② 区分所有の集合住宅の管理組合に、喫煙トラブル対応の努力義務を導入すべきである
 - ③ 区分所有の集合住宅の管理規約又は使用細則に違反した喫煙に対して行政罰を導入すべきである。
 - ④ 賃貸借契約書等書面によって喫煙を禁止する旨が明記されて合意されている場合の、これに違反した喫煙に対して行政罰を導入すべきである。
- また、そもそも喫煙率及びタバコ消費を減少させるため、増税すべきである。

A. 研究目的

近年、近隣住宅間のタバコの受動喫煙が問題となるケースが多い。

しかしながら、2020年4月に全面施行された改正「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」においても罰則の対象外とされ、相談先も見つからないまま受動喫煙被害に苦しんでいる人々が多く存在する。

徐々に社会的な認知が増す近隣住宅の受動喫煙問題であるが、近時、方向性の異なる判決が出された。

そこで、本研究では、それらの判決の事案及び裁判所の判断の内容を詳しく比較検討する。

次いで、将来に向けた解決策について検討し、立法及び行政上の提言を述べる。

B. 研究方法

書籍、インターネット及び裁判例データベース等を利用して、情報収集を行った。(全てのURLの最終アクセス日：2021年5月4日)

また、筆者がこれまでに弁護士として受動喫煙に関する法律相談を受ける過程で知り得た情報及び経験に基づいて、弁護士としての守秘義務に抵触しない範囲で、分析、検討及び考察を行った。

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

(倫理面への配慮)

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果

目次

- 第1 はじめに 問題の概要
- 第2 名古屋地判平成24年12月13日について
 - 1 判決の意義
 - 2 事案の概要
 - 3 判決文の重要な点の抜粋
 - 4 判決に関する筆者の解釈及び考察
 - (1) 「公知の事実」
 - (2) 居室内の喫煙にも及び得る判決の射程
 - (3) 管理規約・使用細則における定めの有無、及び、喫煙者の認識の有無
 - (4) 原告の落ち度の否定
- 第3 横浜地判令和元年11月28日及び東京高判令和2年10月29日について
 - 1 判決の意義
 - 2 事案の概要
 - 3 判決文の重要な点の抜粋
 - 4 判決に関する筆者の解釈及び考察
 - (1) 不法行為成立の判断枠組みについて
 - (2) 「申し入れ後」の喫煙継続の違法性について
- 第4 違法性と受忍限度論について
 - 1 受忍限度論
 - 2 受動喫煙と受忍限度論
 - 3 受忍限度論に対する批判
 - 4 急性影響に関する損害賠償を肯定した判決
 - (1) 江戸川区職場受動喫煙訴訟
 - (2) 前記 名古屋ベランダ受動喫煙訴訟
 - 5 職場の受動喫煙を巡る訴訟における高額化
- 第5 より広汎な解決に向けた提言
 - 1 健康増進法の改正を踏まえて
 - 2 海外における集合住宅での喫煙の法規制
 - 3 我が国における民間の賃貸用禁煙マンション・禁煙アパートの普及
 - 4 我が国における政策提言
 - (1) 民間の禁煙マンション・禁煙アパートの普及の後押し
 - (2) 公社・公営住宅（賃貸物件）の禁煙
 - (3) 標準管理規約・ガイドライン及び啓発
 - (4) 立法又は条例
 - ①自治体への相談窓口設置、行政による指導
 - ②区分所有マンションにおける管理組合の喫煙トラブル対応の努力義務化
 - ③罰則の導入（区分所有分譲）
 - ④罰則の導入（賃貸等）
 - 5 喫煙率及びタバコ消費量の削減

第1 はじめに 問題の概要

近年、住居の近隣問題・相隣問題としてタバコの煙害が問題となるケースが多い。例えば、隣家居住者がマンションのベランダや室内換気扇下で喫煙することで、そのタバコ煙・タバコ臭気が周囲の居住者の生活空間に流入¹し、窓を開けることができない、あるいは窓を閉め切っても室内に入ってくるといった相談が、受動喫煙問題を扱う弁護士及び団体に数多く寄せられている。

集合住宅（マンション・アパート等）で問題となることが比較的多いが、戸建て住宅やその庭における喫煙、多数の者が利用する施設の敷地内喫煙所からのタバコ煙に関しても、しばしば問題となっている。

他人のタバコの煙を吸わされる「受動喫煙」は、健康上の害があることが科学的・医学的に明らかにされている。

近隣住宅からの受動喫煙問題は、人が最も安心して生活する住居空間への悪臭・有害物質の侵襲で、被害が日々継続的に起こることから、重大な権利侵害であるという被害意識が強い。他方、被害を

もたらしめている喫煙者側は、受動喫煙の有害性や苦痛をさほど認識していなかったり、また自己の専有・専用に係る空間において喫煙することの自由を主張したりして、双方の主張がぶつかり合い、対立が先鋭化しやすい。

こうした問題は、2009年頃には新聞²に取り上げられる等、社会的にも徐々に認知されるようになった。

2012年（平成24年）12月13日名古屋地裁で、この問題に関する不法行為責任を認め、慰謝料を認容した判決³が出され、新聞⁴やインターネット上で報道されたことにより、社会的に一層認知されるようになった。

さらに、テレビ報道番組においても、この問題及び判決内容に関する特集が放送された⁵。

筆者はこの問題に関して、2016年に弁護士会の書籍発行を通して、解決への流れ、解決に向けた方針・手続の選択、調査・確認すべき点・考慮すべき点、法的な考え方、上記名古屋地裁判決の解釈、政策提言等を整理して著述した。別紙に、その内容の一部である「対応方針案」⁶と「相談フォームの設

1 ベランダ喫煙から他住戸（階上、横隣）へのタバコ煙の流入をPM2.5粉じん濃度測定により客観的に示した論文として、大和浩 Hiroshi Yamato 産業医科大学雑誌2020年42巻4号『Secondhand Smoke from a Veranda Spreading to Neighboring Households』（『集合住宅のベランダでの喫煙による近隣家庭の受動喫煙』）がある。http://www.tobacco-control.jp/documents/2020-07_Veranda.pdf その日本語の解説として http://www.tobacco-control.jp/documents/210126_Veranda_revise.d.pptx

2 ・日本経済新聞（NIKKEIプラス1）2009年1月3日 たばこの煙避ける権利、主張できるか 弁護士さん相談です！

・朝日新聞2010年9月17日 「ホテル族」耐えられない / 住まいの受動喫煙進まぬ対策

3 判例データベース「ウエストロー」に判決全文搭載

4 当該判決の内容を踏まえた新聞記事として、
・毎日新聞夕刊2013年9月26日 マンション喫煙新事情 ホテル族「違法」

・産経新聞2015年2月12日 「ホテル族」に厳しい目 受動喫煙 健康への害を考えて

5 ・TBS テレビ「いっぷく！」2015年2月26日

・TBS テレビ「あさチャン！」2015年10月14日

・NHK「あさイチ」2015年11月2日、2016年2月1日

6 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会 発行 『住環境トラブル解決実務マニュアル』 岡本光樹「第8章 タバコ煙害」

問例」を抜粋して掲載する。

しかし、その後も、近隣住宅の受動喫煙問題は無くなることはなく、むしろ、近年の職場・飲食店・路上等の禁煙化に伴い、増加傾向にあるように感じられる。

2017年5月に「近隣住宅受動喫煙被害者の会」が発足した⁷。2020年10月時点で2756件の会員登録があるとのことである。

近時は、禁煙マンション普及や新型コロナウイルス感染症による在宅勤務と関連して、近隣住宅受動喫煙問題が新聞やネットニュースに報じられている⁸。

他方、団地に居住する家族が、階下斜め下に居住する喫煙者に対してその副流煙を理由に訴えた裁判で、2019年11月28日に横浜地裁及び2020年10月29日に東京高裁は、原告敗訴の判決を下した⁹。社会的な認知が増す近隣住宅の受動喫煙問題

に関して、方向性の異なる判決が出ている。

そこで、本研究では、上記名古屋地裁判決、並びに、上記横浜地裁判決及び東京高裁判決について、それぞれの事案及び裁判所の判断の内容を詳しく紹介し、比較検討する。

次いで、将来に向けた解決策について検討し、立法及び行政上の提言を述べる。

第2 名古屋地判平成24年12月13日について

1 判決の意義

集合住宅におけるベランダ喫煙が不法行為になることを認めた初の判決である。

結論としては、平成23年5月以降の約4か月半（但し、平日の日中は午前中のみ）についての慰謝料として、金5万円を認めた。慰謝料の金額については、今後の裁判の課題であるが、ベランダ喫煙が不法行為になることを初めて認めた注目すべき判

また、弁護士ドットコム2016年9月16日マンション隣の喫煙所とのトラブル、岡本弁護士「内容証明郵便を送るなど対策が可能」においても、被害者が採り得る手段を解説した。

https://www.bengo4.com/internet/li_354/

⁷ <http://www.kinrin-judokitsuen.com/>

⁸ 以下、近時の報道の一部を例示する。

・SUUMO ジャーナル2017年5月12日 もう隣人のタバコに悩まされない！「禁煙マンション」ってどんなマンション？

・東洋経済 ONLINE 2017年5月20日 旭化成「禁煙マンション」がじわり広がるワケ

・朝日新聞朝刊2017年5月24日 1分で知るたばこ⑧ ベランダ喫煙で慰謝料

・西日本新聞朝刊2018年11月02日 ベランダ喫煙マナーに反響 管理会社はどう対応？苦情は月100件、増加傾向に

・西日本新聞朝刊2018年10月19日「どこで吸えばいいの」ベランダ喫煙トラブル、解決に限界受動喫煙でうつ病リスクも

・中日新聞2018年12月29日 受動喫煙でURを提訴

・中日新聞2019年3月6日 市営住宅や駅前禁

煙化 豊橋市、受動喫煙被害防ぐ

・リビンマガジン Biz 2019年05月28日 集合住宅居住者の喫煙率は34.2%、戸建ては43.2%！自宅での受動喫煙、半数以上が対策なし！

・NHK NEWS WEB 2020年4月16日 在宅勤務増加でタバコのおいしさや影響気にする声相次ぐ

・静岡新聞2020年11月28日 ベランダ喫煙階下からの煙とおい気になる

・弁護士ドットコム NEWS 2021年01月14日 在宅勤務で増えるベランダ喫煙に「ほんまやめて」と怒りの声…法的には？

・日本経済新聞2021年3月29日 ベランダ喫煙に隣人の厳しい目 コロナの在宅増で一段と

など。なお、公益社団法人受動喫煙撲滅機構のサイトに、これらの報道その他のネット記事等が解説付きで記録されている。

https://www.tabaco-manner.jp/category/cate_news/

⁹ 横浜・副流煙裁判【冤罪】事件

<https://atsukofujii.com/%ef%bc%91%e3%83%bb%ef%bc%92%e5%af%a9%e5%88%a4%e6%b1%ba%e6%96%87/>

決といえる。

2 事案の概要

同じマンション内において原告の居室の真下に居住する被告がベランダで喫煙を継続したことにより、原告のベランダ及び室内にタバコの煙が流れ込み原告の体調を悪化させ、原告が精神的肉体的損害を受けたとして、被告に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案

3 判決文の重要な点の抜粋

「自己の所有建物内であっても、いかなる行為も許されるというものではなく、当該行為が、第三者に著しい不利益を及ぼす場合には、制限が加えられることがあるのはやむを得ない。」

「タバコの煙が喫煙者のみならず、その周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること、一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、いずれも公知の事実である。」

「マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、・・・他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。このことは、当該マンションの使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても同様である。」

「本件マンションの立地は、日常的に窓を閉め切り空調設備を用いることが望まれるような環境ということはできず、原告が季節を問わず窓を開けていたことをもって、原告に落ち度があるということとはできない。」

「被告は、本件マンションに居住するようになったのは被告が先であると主張する。しかし、ベランダでの喫煙は・・・第三者から容易に確認することができないから、原告が被告よりも後に本件マンションに居住したことをもって、原告が自らタバコの煙が上がってくるような場所を選んで居住したものということとはできない。」「タバコの煙を嫌う原告が、居住先を選ぶ際に十分な調査を怠っ

たということもできない。したがって、後から居住したことをもって、原告が被告のベランダでの喫煙によるタバコの煙を受忍すべきということとはできない。」

「原告は、タバコの煙について嫌悪感を有し、重ねて被告にベランダでの喫煙をやめるよう申し入れているところ、被告が、原告の申し入れにもかかわらず、ベランダでの喫煙を継続したことにより、原告に精神的損害が生じたことは容易に認められる。」

「被告が、原告に対する配慮をすることなく、自室のベランダで喫煙を継続する行為は、原告に対する不法行為になるものといえることができる。」

4 判決に関する筆者の解釈及び考察

(1) 「公知の事実」

受動喫煙が健康に悪影響を及ぼす恐れがあること、一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、いずれももはや「公知の事実」として、必ずしも証明する必要はないとしている点は注目に値する。

(2) 居室内の喫煙にも及び得る判決の射程

本判決は「マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても」と判示しており、「専有部分」は居室内を、「これに接続する専用使用部分」はベランダを意味する¹⁰。

本判決は「マンションの専有部分・・・における喫煙であっても、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。」と判示しており、居室内での喫煙であっても場合によっては制限されるべきことがあるとの判断を示したと解釈できる¹¹。

10 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）において、区分所有権の目的たる建物の部分、すなわち居室部分は、「専有部分」と呼ばれる（区分所有法2条3項）。

ベランダ・バルコニーは、通常、「共用部分」（同法2条4項）であり、共有に属する（同法11条1項）。その上で、規約や合意により、各区分

所有者に「専用使用権」（物権というよりも債権的利用権と理解される。）が設定されることが一般的である。

11 もっとも、他方で、本判決には損害額の判断中において、「被告がベランダでの喫煙をやめて、自室内部で喫煙をしていた場合でも、開口部や換気扇等から階上にタバコの煙が上がることを

そもそも、区分所有法6条1項は「区分所有者は、・・・建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。」と規定しているところであり、専有部分(居室内)における喫煙であっても、他の居住者の「共同の利益に反する」場合には制限されるべきとの解釈を根拠づけ得ると考えられる。

(3) 管理規約・使用細則における定めの有無、及び、喫煙者の認識の有無

本判決は、「使用規則がベランダでの喫煙を禁じていない場合であっても」ベランダでの喫煙が不法行為を構成する旨判示している。その要件として、「他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合」としており、喫煙者の認識の点を重視している。このことからすれば、ベランダでの喫煙がそのことのみをもって直ちに違法になっているわけではなく、喫煙者に対する改善の申入れ等の後の喫煙継続について不法行為上の違法となるものと解される。喫煙者に対して、明確に申入れ等を行うこと、その証拠を残しておくことが重要といえる。また、苦情の申し入れの内容や回数、被害者と加害者との間の交渉経緯も、重要であると考えられる。

他方、ベランダでの喫煙を禁じる管理規約や使用規則(使用細則)が存在する場合は、他の居住者に苦痛を与えていることを喫煙者が明確に認識し

ていなくても、当該規定違反を理由として直ちに不法行為上の違法といえるか、今後の事例及び判例の集積を待ちたい。

(4) 原告の落ち度の否定

本判決は、「原告が季節を問わず窓を開けていたことをもって、原告に落ち度があるということはいえない。」と明確に判示している。

また、居住の先後関係についても、被告の主張を退け、「ベランダでの喫煙は・・・第三者から容易に確認することができないから」との理由を示して、「後から居住したことをもって、原告が被告のベランダでの喫煙によるタバコの煙を受忍すべきということはいえない。」と明確に判示している。

第3 横浜地判令和元年11月28日及び東京高判令和2年10月29日について

1 判決の意義

集合住宅における居室内喫煙に関する不法行為の成否について初めて判断した判決と思われる。

当該事案の結論としては、「控訴人らの体調不良ないし健康影響が被控訴人によるタバコの副流煙によって発症したと認めることはできず、被控訴人が不法行為責任を負うとは認められない。」として、請求を棄却した。

本判決の判断対象は、主に「到達の因果関係」についてである。「到達の因果関係」が認められないことを前提に、「発症の因果関係」についても否定

完全に防止することはできず、互いの住居が接近しているマンションに居住しているという特殊性から、そもそも、原告においても、近隣のタバコの煙が流入することについて、ある程度は受忍すべき義務があるといえる。」と判示している部分もあり、被告居室内での喫煙は原告が受忍すべきとして喫煙を制限できないように読み得る部分も

存する。この点の詳しい判断理由は不明であるが、当該事案では原告が被告に求めていた内容が「ベランダでの喫煙をやめるよう求め」「吸うのであれば被告の自室の換気扇の下で吸ってほしい」として、原告自身が被告室内の喫煙は許容していた交渉経緯が影響している可能性もある。

している。

2 事案の概要

本件は、集合住宅（団地）の2階に居住する原告らが、1階に居住する被告に対し、被告による喫煙は、原告らにとって受忍限度を超えた違法なものであり、その影響によって体調に異変をきたしたなどと主張して、不法行為に基づき、損害賠償（一審での請求額合計は4500万円を上回る）及び自宅での喫煙の禁止を求めた事案である。

3 判決文の重要な点の抜粋

<東京高裁>

「控訴人ら宅は、被控訴人宅の斜め上の階に位置しており、被控訴人は、控訴人ら宅の反対側である南西側に位置する部屋(防音室)において主に喫煙をしていることからすれば、副流煙が拡散する性質を有することや(甲27)、副流煙を含む居住空間の空気が一般的にゆっくりと上昇していくという性質を有すること(甲67)を考慮しても、外気を通じて被控訴人宅からの副流煙が、控訴人らに対して健康被害を生じさせるほど控訴人ら宅に流入したとの機序を解明し、これを認めるに足りる客観的な証拠はなお見当たらない。

この点について、控訴人らは、被控訴人の喫煙によるタバコの副流煙が、控訴人ら宅の室内に大量に流入した旨を主張し、これに沿う供述をする。しかしながら、控訴人Aが作成していた日記によれば(甲69、乙40)、被控訴人が外出中と考えられる時間帯においてもタバコ臭がしている旨記載されていることが複数見られることからすれば、直ちに上記供述を採用することはできず、控訴人らの供述によって、被控訴人宅からの副流煙の流入を認めることはできない。」

「また、控訴人らは、本件団地における風向きは、一年中ほぼ西から東へ流れているとも主張しているが、やはり的確な裏付けを欠いており、それを被控訴人宅からの副流煙流入を認定する根拠とすることは困難である。よって、控訴人らの主張は採用できない。」

「診断の前提となっている受動喫煙に関する事実については、あくまでも患者の供述にとどまるものであり、そこから受動喫煙の原因(本件では、被控訴

人宅からの副流煙の流入)までもが、直ちに推認されるものとまではいい難い。また、非喫煙者の主観的申告と客観的指標との間の相関関係についても、一般論であり、本件における被控訴人宅からの副流煙の流入については、別途客観的な裏付けが必要である。」

<横浜地裁>

「(1)本来、自宅内での喫煙は自由であって、多少の副流煙が外部に漏れたとしても、それが社会的相当性を逸脱するほど大量であるなどといった特段の事情がない限り、原則として違法とはならないと解すべきである。」

「被告宅からの副流煙が、防音室又は換気扇から漏れ出して原告ら宅に到達したかどうか自体も、必ずしも明らかでなく、仮に原告ら宅の室内に流入することがあったとしても、その量は微量にとどまったものと推認され、これを覆すに足りる証拠はない。」

「(2)もっとも、前記(1)のとおり、仮に、被告の自宅内での喫煙により、タバコの副流煙が外部に漏れ、それが原告ら宅に到達しているとしても、それは微量にとどまると推認され、それ自体としては違法とは評価し難いものの、・・・仮に、被告宅からのタバコの副流煙によって、原告らに健康被害が生じているとすれば、被告の自宅内での喫煙が、原告らに対する関係で違法となる余地がないではないことから、以下検討する。」12

「(3) 以上のとおり、被告の自宅内での喫煙行為が社会的相当性を逸脱するような行為と認めるに足りる特段の事情はなく、また、被告の喫煙するタバコの副流煙を原因として、原告らに健康被害が生じたといった事情も認められない以上、被告の自宅内での喫煙行為が不法行為に該当するとは認められない。」

4 判決に関する筆者の解釈及び考察

(1) 不法行為成立の判断枠組みについて

横浜地裁判決は、まず「本来、自宅内での喫煙は自由であって」「原則として違法とはならない」という判断を示し、その上で、外部に漏れたタバコ煙が「社会的相当性を逸脱するほど大量である」などといった「特段の事情」あるいは、大量でなくとも「被告宅からのタバコの副流煙によって原告らに

すことなく、直ちに具体的な因果関係の判断を行い、請求を棄却している。

12 地裁判決このような一般的な規範を定立していたが、東京高裁は、かかる判断枠組みは維持せず、不法行為成立に関する一般的な規範を特に示

健康被害が生じている」といった「事情」について原告側から主張立証があれば、不法行為の成立の余地がないではないという判断枠組みを示していた。

これは、前述の名古屋地裁判決の射程に関する筆者の読み方、すなわち、居室内の喫煙にも不法行為成立が及び得るとの解釈と矛盾相反する。

名古屋地判は「マンションの専有部分・・・における喫煙であっても、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。」と判示した上で、この「著しい不利益」は、必ずしも「健康被害」とその因果関係の証明までは必要とせず、「一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、・・・公知の事実である。」「原告は、タバコの煙について嫌悪感を有し、重ねて被告にベランダでの喫煙をやめるよう申し入れているところ、被告が、原告の申し入れにもかかわらず、ベランダでの喫煙を継続したことにより、原告に精神的損害が生じたことは容易に認められる。」と認定して「著しい不利益」をあてはめ、不法行為責任を肯定している。

このように、大量のタバコ煙又は健康被害の証明を要する横浜地判と、「専有部分」での喫煙についても「嫌悪感」と「申し入れにもかかわらず」相手方が喫煙を継続したことをもって不法行為の成立を肯定し得る名古屋地判とでは、不法行為の考え方が異なっていたと解される。

13 飼育する者にとっては生活の楽しみである一方、近隣の居住者にとっては悪臭、騒音、衛生・伝染病・安全等の問題から脅威と悪影響に感じて紛争となる。ペットを好む者と嫌う者とは互いになかなか理解できない。妥協の余地はなく、紛争

この点、東京高裁は、横浜地判の判断枠組みを維持しなかった。東京高判は、不法行為成立に関する一般的な規範を特に示しておらず、その判断は不明であるが、横浜地裁の判断枠組みを維持しなかったことからすれば、横浜地裁の判断には問題があり維持すべきでないと考えたものと推察される。

例えば、集合住宅におけるペット飼育¹³を巡っては数多くの裁判例が存するが、ペット禁止特約がない場合も、近隣に迷惑（「健康被害」に至らないもので足りる）が及んでいれば、違法の判断がなされている。禁止特約がなければ集合住宅「自宅内」でのペット飼育は原則自由で、「特段の事情」がない限りは違法とされないなどという解釈論は多くの裁判で採られていない。

集合住宅における喫煙とペット飼育とで、我が国の現在の社会通念では異なった捉え方がなされているきらいがあるが、集合住宅における喫煙は容易に受動喫煙問題を惹起する可能性があり、今のご時世もはや原則自由とは言えないとった方向性で考えられるべきである。

前述の横浜地判の規範の定立には問題があり、これを維持しなかった東京高裁の判断は妥当である。

(2) 「申し入れ後」の喫煙継続の違法性について

名古屋地判は、「申し入れにもかかわらず」相手方が喫煙を継続したことをもって不法行為の成立を肯定したのに対して、東京高判は、この点の判断を欠いているように見受けられる。もっとも、東京高裁は「発症の因果関係」に関する判断中において

は深刻化する。ジュリスト 1992.11.15 升田純「建物賃貸借と近隣迷惑行為をめぐる裁判例の概観（上）」、ジュリスト 1993.4.1 飯原一乗「特集・賃貸借標準契約書 動物の飼育」など参照

て、控訴人らのかかる主張を取り上げて判断しているようにも読める。

「控訴人らは、仮に大量の喫煙の事実が認定されなかったとしても、控訴人らが健康被害を訴えて、被控訴人に対して喫煙を控えるよう要望したにもかかわらず、被控訴人は殊更にこれを無視して喫煙を継続したのであるから、控訴人らへの配慮義務を解怠するものであり、控訴人らの受忍限度を超える違法な行為として不法行為を構成する旨を主張する。しかしながら、控訴人らの主張は、被控訴人による喫煙が控訴人らの主張する健康被害の原因となっていることが前提とされているところ、前記説示のとおり、被控訴人による喫煙が控訴人らの主張する健康被害の原因となっているとは認められないことからすれば、控訴人らの主張は前提を欠くというほかなく、採用できない。」

この点の判示の意味及び控訴人の主張内容は、必ずしも判然としないが、原告らから喫煙者へ申し入れた内容や方法に問題があったのではないかと思われる。

また、横浜地判は、被告の自宅内喫煙から原告ら宅への「到達」は「微量にとどまる」と判断し、東京高判も「受動喫煙が被控訴人宅からの副流煙であるということについて、前記のとおり客観的な裏付けがあると認めるに足りない」としているように、そもそもタバコ煙の「到達」を認めていないことからしても、名古屋地裁とは異なる結論にならざるを得ないものと考えられる。

そうだとすれば、名古屋地判と東京高判の判断は、論理的に矛盾相反するものとはいえない。

なお、両判決の比較を本報告書末尾の別表に示す。

第4 違法性と受忍限度論について

1 受忍限度論

生活妨害や公害をめぐる訴訟において、不法行

14 前掲・『住環境トラブル解決実務マニュアル』45頁「違法性の判断に際し受忍限度の基準が

為の違法性の有無を判断するための基準として、受忍限度論が用いられることがある。

2 受動喫煙と受忍限度論

受動喫煙をめぐる過去の判決では、受動喫煙による急性影響を受忍限度内などとしていたものがある。

非喫煙者複数名が国鉄に対して列車の客室の半数以上を禁煙車にすること及び損害賠償を求めた嫌煙権訴訟 東京地判昭和62年3月27日は、「非喫煙者である乗客が被告国鉄の管理する列車に乗車し、たばこの煙に曝露されて刺激又は不快感を受けることがあっても、その害は、受忍限度の範囲を超えるものではない」と判示して、請求を棄却した。

また、非喫煙者複数名が受動喫煙を理由にタバコ会社にタバコの製造販売の差止め及び損害賠償を求めた煙草製造販売禁止訴訟 名古屋地判平成14年1月31日は、受動喫煙による健康被害等は、比較的軽微な急性影響や嫌悪感や不快感であって、未だ受忍限度の範囲のものである旨判示して、請求を棄却した。

3 受忍限度論に対する批判

受動喫煙の問題において受忍限度論を採用することは、「非喫煙者の利益」を「喫煙者の利益」（公益とは言えない私益にすぎない）よりも一方的に劣後させて、非喫煙者に「受忍せよ」すなわち「我慢しろ」という結論を押し付けることであり、到底妥当であるとはいえないとの批判がある。

また、受忍限度論は、被害が健康被害に至る場合には適用されないとの考え方が有力¹⁴であり、今日、

用いられない類型が存在する。その代表例が、人の生命・身体等という絶対的な権利が侵害される

受動喫煙が健康に悪影響をもたらすことが科学的根拠をもって明らかとされており、その観点からも、受動喫煙の問題では、受忍限度論を採用すべきではないといえる。

4 急性影響に関する損害賠償を肯定した判決

近時の判決では、受忍限度論は採用せず、受動喫煙の急性影響に関する損害賠償請求を認容する判決が蓄積しつつある。

(1) 江戸川区職場受動喫煙訴訟

江戸川区職員が職場での受動喫煙を理由に30万円の慰謝料を江戸川区に求めた裁判で東京地判平成16年7月12日は次のように判示した。

「・・・受動喫煙の慢性影響を指摘する多くの研究報告がなされている。このような研究報告に対しては、・・・問題があることなどを指摘して、受動喫煙の慢性影響がいまだ証明されていないとする研究報告が存在する。しかしながら、そのような批判にもかかわらず、なお多数の疫学研究が、受動喫煙の慢性影響として肺がんのリスクの増加を指摘し、更には、受動喫煙と心臓疾患との関係や肺がん以外の呼吸器疾患との関係等についても指摘していることからすれば、非喫煙者を継続的に受動喫煙下に置くことによって、非喫煙者の肺がん等のリスクが増加することは否定できないものと考えられる。」

「被告は、・・・当該施設等の状況に応じ、一定の範囲において受動喫煙の危険性から原告の生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務を負っていたものというべきである。」

「原告は、・・・S課長に対し、原告について血たん、咽頭痛、頭痛等の受動喫煙による急性障害が疑われること、・・・非喫煙環境下での就業が望まれることなどが記載された・・・診断書を示し、何とかしてほしいと申し出たというのであり、・・・被告としては、・・・診断書に記載された医師の指摘を踏まえた上で、受動喫煙による急性障害が疑われる原告を受動喫煙環境下に置くことによりその健康状態の悪化を招くことがないよ

類型の事案である（典型例としては水俣病）（不法行為二分論）。越智敏裕『環境訴訟法』86頁「公害等調整委員会事務局審査官 井口 実「受忍限度の判断要素の中では、被害内容が最も重視され、生命・健康といった人身被害に至る加害行為

う、原告の席の後方二、三メートルの位置に設置されていた喫煙場所を撤去するなどして原告の席を喫煙場所から遠ざけるとともに、自席での禁煙を更に徹底させるなど、速やかに必要な措置を講ずるべきであったにもかかわらず、・・・特段の措置を講ずることなく、これを放置していたのであるから、被告は、原告の生命及び健康を受動喫煙の危険性から保護するよう配慮すべき義務に違反したものとわざるを得ない。」

「被告は、受動喫煙による急性障害が疑われる原告を受動喫煙環境下に置くことによりその健康状態の悪化を招くことがないよう速やかに必要な措置を講ずるべきであったにもかかわらず、同年4月1日に原告をその希望に沿って異動させるまでの間、特段の措置を講ずることなく、これを放置し、その間、原告において眼の痛み、のどの痛み、頭痛等が継続していたというのであり、かかる義務違反の態様に加え、これにより原告の被った精神的肉体的苦痛の内容、程度、期間等本件に顕れた諸般の事情にかんがみれば、原告に対する慰謝料の金額としては5万円をもって相当と認める。」

このように本判決では、受動喫煙による急性影響の損害賠償を肯定している。

(2) 前記 名古屋ベランダ受動喫煙訴訟

前述のとおり、名古屋地判平成24年12月13日も、受動喫煙による精神的損害を肯定した。

なお、同判決中には、慰謝料の金額算定の考慮において、「互いの住居が近接しているマンションに居住しているという特殊性から、そもそも、原告においても、近隣のタバコの煙が流入することについて、ある程度は受忍すべき」との文言もあるが、これは、請求棄却の理由としての受忍限度論を用いているわけではない。

5 職場の受動喫煙を巡る訴訟における高額化

公表された和解事案も含めると、その後、職場の受動喫煙を巡る損害賠償額等は高額化している¹⁵。

は、それだけで原則として受忍限度を超え、違法であると判断されます。」

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9283933_po_basic_03.pdf?contentNo=1&alternativ_eNo

15 日本弁護士連合会「自由と正義」2018年1月

札幌簡裁調停事件（H18.10.19 調停成立）では、100 万円の慰謝料請求の調停申立について、金 80 万円の調停が成立した。

札幌地裁滝川支部事件（H21.3.4 和解成立）では、化学物質過敏症による後遺障害第 9 級（中枢神経機能障害）相当を理由とした 2300 万円の請求の訴訟について、700 万円の和解が成立した。

神奈川県警内上司による違反喫煙 横浜地裁事件（H23.1.26 和解成立）では、庁舎内禁煙の県の方針に違反する喫煙を継続した職員個人に対する不法行為訴訟で、50 万円の慰謝料の支払いを内容とする和解が成立した。

試用期間 本採用拒否無効事件 東京地判 H24.8.23 では、受動喫煙状況の改善を申し入れた労働者を試用期間中に本採用拒否（解雇）した事案について、本件解約権行使は権利を濫用したものとして無効であると判示して、就労拒絶期間中の賃金（給与）及び遅延損害金として金 475 万円の支払いを命じた。

積水ハウス分煙事件（大阪高裁 H28.5.31 和解成立）では、女性労働者が職場工場の受動喫煙対策が不十分で健康被害を受けたことや休職期間満了で解雇されことなどを理由に職場を訴えた訴訟において、解決金約 350 万円の和解が成立した。

日本 J C 受動喫煙労働審判事件（東京地裁 H30.6.29 和解成立）では、女性職員が日本青年会議所の受動喫煙対策が不十分で健康被害を受けたことや休職期間途中で解雇されことなどを理由に申し立てた労働審判事件において、解決金 440 万円の和解が成立した¹⁶。

第 5 より広汎な解決に向けた提言

次に、将来に向けた解決策について検討し、立法及び行政上の提言を述べる。

号「職場スモハラ訴訟・近隣住宅ベランダ喫煙訴訟・屋外灰皿撤去訴訟の到達点と今後」岡本光樹 32 ページ以下参照、

2013 年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）「たばこ規制枠組条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」班 分担研究報告書 岡本光樹 参照
16 スモークハラスメント対策を求めた女性の解雇撤回。日本青年会議所が解決金 440 万円労働審判で和解。「分煙とすら呼べない」審判委から批判の声が出ていました

<https://www.huffingtonpost.jp/2018/07/02/passive->

1 健康増進法の改正を踏まえて

2018 年 7 月の法改正により、健康増進法の規定は大きく変わった¹⁷。受動喫煙の定義上、「室内又はこれに準ずる環境において」という限定は削除され、端的に「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」と定義され、「煙」には加熱式タバコを想定した「蒸気を含む」とされた。また、健康増進法第 27 条（喫煙をする際の配慮義務等）に「何人も、・・・喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」という規定が新設された。

厚生労働省の法改正時の資料には、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。」及び「屋外や家庭など○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮（例）できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。」と説明されている¹⁸。

この配慮義務の新設により、子どもや妊婦に限らず誰でも、屋外や家庭等において望まない受動喫煙から守られるべきとの法的根拠が得られたといえる。

「罰則」（行政罰としての「過料」）や「指導」に

[smoking a 23472749/](https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000469083.pdf)

17 2018 年 7 月の改正前の健康増進法（以下「旧法」という。）では、受動喫煙の定義に「室内又はこれに準ずる環境において」という限定が付され、また、「多数の者が利用する施設を管理する者」にのみ受動喫煙防止措置の努力義務が定められていた。こうした旧法では、隣家や集合住宅等の近隣住宅における受動喫煙問題は、健康増進法の対象外であった。

18 厚生労働省資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000469083.pdf>

関する規定は無いが、民事の交渉・調停・訴訟においても、活用が期待できる条項である。特に、集合住宅のベランダ喫煙・換気扇下喫煙や住宅近接地の隣家喫煙などを含む近隣住宅受動喫煙トラブル、及び、コンビニ灰皿撤去訴訟などに活用が期待できる。

こうした配慮義務が導入されたことは、一歩前進であり、今後、この法改正を踏まえて、更なる具体的な対策を講じていくべきである。

2 海外における集合住宅での喫煙の法規制

アメリカカリフォルニア州のサンラフェル市¹⁹では、2013年から集合住宅においてドア・窓・換気口等を通じて入り込む受動喫煙を防止するため、マンションやアパートにおける喫煙を禁止する条例が施行されている。壁を他人の部屋と共有しているか否かが基準とされ、賃貸・自己所有とわず、個人の家庭内でも喫煙が禁止される。喫煙が許される住居は、戸建ての住居のみとのことである。サンラフェル市の条例は、全米で初めて個人の家庭内でも喫煙を禁止した。

また、カリフォルニア州サンフランシスコ市²⁰も2020年にアパートや分譲集合住宅内での喫煙を禁止する条例を可決した。禁煙の対象は3世帯以上が居住出来るアパートとのこと。

さらに、2018年7月31日アメリカ全ての公営住宅で、喫煙禁止となった。アメリカ合衆国住宅都市開発省（U.S. Housing and Urban Development : HUD）²¹は、公営住宅内の喫煙をアメリカ全てにおいて禁止した。誰も公営住宅の中で喫煙することはできない。住宅建物内（ベランダや全ての共有スペースを含む。）は完全禁煙で、そこから25フィート（7.6m）以内の屋外も禁煙とされている。住宅都市開発省は、2009年から各地の公共住宅局等へ禁煙を強く呼びかけてきた（民間では一層進んでいる）。2014年時点で既に600以上の地方公共団体の22万8000戸の公共住宅が禁煙化されており、今後、新しいルールにより、さらに94万戸にも禁煙が広がる。オバマ政権が2016年に制定した禁止令で、政府の助成を受けた住宅の全てで、紙巻タバコ・葉巻・パイプを吸うことは禁止となった。ただし、電子タバコは規制対象外である。

この他にも、シンガポール等で、集合住宅の禁煙化に関する法令及び施策が進展している。公営住宅の全館禁煙も普及している。こうした地域及び建物では、喫煙者は住居から出て、屋外で喫煙している。

こうした海外の取組みも参考として、我が国においても、立法的対処や行政上の措置がとられるべきである。

19 英語記事

https://www.huffingtonpost.jp/2013/11/24/san-rafael-smoking-ban_n_4334626.html

<https://www.smokefreehousingny.org/2013/11/23/san-rafael-smoking-ban-strictest-in-the-nation-goes-into-effect/>

<https://abcnews.go.com/Business/california-town-bans-smoking-condos-apartments-share-walls/story?id=20955196>

²⁰ <https://www.cnn.co.jp/usa/35163324.html>

21 日本語記事

https://www.tabaco-manner.jp/cate_news/2193/

<http://www.npo-stopsmoking.jp/857787709>

英語記事

<https://www.smokefreehousingny.org/2018/07/31/smoking-banned-in-public-housing-nationwide-effective-today/>

<https://www.publichealthlawcenter.org/blogs/2018-07-25/hud-smoke-free-rule-challenged-court>

<https://www.usnews.com/news/health-care-news/articles/2018-07-13/smoking-ban-to-take-effect-in-public-housing-nationwide>

3 我が国における民間の賃貸用禁煙マンション・禁煙アパートの普及

我が国では、上記海外の例に比べれば随分遅れてはいるものの、民間レベルで、完全禁煙の賃貸マンション・賃貸アパートが徐々に増えつつある²²。

不動産所有者が、賃借人に対し賃貸借契約の条件として、敷地内禁煙を義務付けたり（賃借人本人のみならず、客として来訪した喫煙者にも敷地内喫煙させないよう賃借人に義務付ける例も見られる）、賃借人に非喫煙者であることの誓約を求めたりする例が見られる。これらの法的有効性について直接判断した裁判例はいまだ見当たらないが、ペット飼育禁止特約の有効性に関して判断した裁判例などが参考となる。賃借人の特約違反により解除まで認められるかについては、解除を肯定する判決が多く見られ、否定する判決も一部には見られるが²³、そもそも特約自体は一般的に有効と解されている²⁴。

特約違反によって賃貸借契約解除まで認められるかは信頼関係破壊の状況など事案次第と考えられるが、より容易に請求できて抑止力にもなるように、特約に違反した場合の損害賠償及び違約金（民法 420 条 3 項）を定めておくことが効果的で

あろう。

今後、非喫煙者の入居を望む賃貸人向けに、禁煙条項を定めた賃貸借契約書や誓約書の雛形や文面が、不動産業界において普及することを期待したい。

現状は、健康志向・高級志向・安全志向・女性向け等の賃貸物件において、禁煙方針が採られる傾向にある。禁煙マンションを望んで入居する賃借人は、家賃の滞納等が比較的少ないといった話も聞く。他方で、禁煙だからといって、立地の悪条件を上回るニーズがあるとはいえず、交通の便や周辺環境などの立地条件が悪い場合は、禁煙の方針を維持できなかったという例も聞く。賃貸物件の禁煙方針は賃貸人側にとって、より良い賃借人を呼び込むメリットになり得るが、他方で、賃借人を呼び込む大きなメリットとまでは言えず、空室・不採算になり易い条件下では、賃借希望者を減らしてしまうデメリットもあり得る。

禁煙マンション・禁煙アパートが増えて、受動喫煙被害者にとって選択肢が増えれば、集合住宅の受動喫煙問題を予め回避することにつながる。また喫煙による火災のリスクも低下する。不動産業者や不動産所有者が、禁煙マンション・禁煙アパートを積極的に導入していくことを期待したい。

22 禁煙のマンション・アパートを検索することに特化した「禁煙マンション.com」というサイトも存在する。<https://kinenmansion.com/>

2021年5月4日現在その全国の登録物件数は1683件、東京都内の件数は1023である。

23 賃貸借契約の解除肯定：東京高判昭和55年8月4日、東京地判昭和58年1月28日・東京地判昭和59年10月4日・東京地判昭和60年10月22日・東京地判平成7年7月12日、解除否定：東京地判平成18年3月10日など。前掲・ジュリスト2点 参照

24 借地借家法37条の強行規定との関係で問題

となり得るが、上記脚注のいずれの判決も有効性を肯定。また、最判昭和50年2月2日、粗暴な言動・他人との抗争等を禁止し無催告解除できるとした特約を有効とし、借家法によって無効とはならないとしている。前掲・ジュリスト1993.4.1 飯原一乗

また、「近隣妨害禁止特約」に反して夜大声で歌を歌う賃借人に対する解除及び損害賠償を肯定した判決もある（東京地判昭和54年10月3日）。これらの判例に照らして考えるに、集合住宅におけるトラブル回避の観点から、賃貸借契約における禁煙の特約も有効と考えられる。

4 我が国における政策提言

(1) 民間の禁煙マンション・禁煙アパートの普及の後押し

行政として、住民の健康増進及び住民間のトラブル防止の観点から、健康志向の禁煙マンション・禁煙アパートの普及を積極的に後押しし支援すべきである。

敷地内禁煙マンション等に、何らかの経済的なインセンティブを付与することや、認証・表彰制度を設けて住民及び事業者への普及啓発を図ることなどが考えられる。

(2) 公社・公営住宅（賃貸物件）の禁煙

公社住宅・公営住宅において全館禁煙・敷地内禁煙の住宅を導入し増やすべきである（もともと、公営住宅は低所得者を対象としており、都庁職員によれば、精神疾患を有する居住者も比較的多く、ルール遵守の徹底が一般住宅の場合よりも困難な場合があり、また喫煙率も高いと思われるとのことである²⁵）。

東京都住宅供給公社（地方住宅供給公社法に基づき東京都が設立した特別法人）は、住戸内を含めた敷地内全てを「全面禁煙」としたマンション（世田谷区経堂に建設した2棟のうち1棟30戸）を竣工し2021年1月に入居者の募集を開始した。「健康志向や暮らしの快適性を求める方々向け」「新しいタイプの住宅」とのことである（月収または貯蓄が一定額以上の者を対象とした公社賃貸マンショ

ンであり、低所得者向けの「公営住宅」とは異なる）。入居申込の抽選倍率は、部屋により5倍～78倍（平均倍率11.3倍）であった²⁶。

今後、公社住宅において全館禁煙・敷地内禁煙のマンションが増えることに期待する。

(3) 標準管理規約・ガイドライン及び啓発

国土交通省「マンション標準管理規約コメント」「第18条関係」には、次のような記述がある²⁷。「① 使用細則で定めることが考えられる事項としては、動物の飼育やピアノ等の演奏に関する事項等専有部分の使用方法に関する規制や、・・・共用部分の使用法・・・等に関する事項等が挙げられ、このうち専有部分の使用に関するものは、その基本的な事項は規約で定めるべき事項である。」

「② 犬、猫等のペットの飼育に関しては、それを認める、認めない等の規定は規約で定めるべき事項である。基本的な事項を規約で定め、手続等の細部の規定を使用細則等に委ねることは可能である。」「③ ペット飼育を禁止する場合、容認する場合の規約の例は、次のとおりである。」として、それぞれ規約例が例示されている。

集合住宅における喫煙をめぐるトラブルの未然防止のために、国土交通省は、この「マンション標準管理規約コメント」に、喫煙を禁止する場合の記述も設け、周知・啓発を図るべきである。

具体的には次のような内容が考えられる。「居室

25 他方、豊橋市（愛知県）は、市営住宅の禁煙化を進めていると報道されている。中日新聞 2019年3月6日

https://www.tabaco-manner.jp/cate_news/8849/

26 東京都住宅供給公社のホームページ

https://www.to-kousya.or.jp/k_news/r2_11_17press.html

https://www.to-kousya.or.jp/k_news/r3_2_2press.html

27 <https://www.mlit.go.jp/common/001202416.pdf>

内又は敷地内全面における喫煙禁止は規約²⁸で定め、ベランダその他の共用部分での喫煙禁止又は喫煙制限は使用細則で定めることが考えられる。」その上で、それらの規約例及び使用細則例を例示して頂きたい。

国や地方自治体において、喫煙住人・非喫煙住人・管理組合・賃貸人等のトラブル防止のため、ガイドラインの策定や啓発がなされるべきである。

(4) 立法又は条例

我が国においても、集合住宅における喫煙を禁止・制限する条例又は立法の検討がなされるべきである。さらには、集合住宅に限らず、戸建て住宅等についても検討されるべきである。

前述のとおり、健康増進法の配慮義務は、抽象的な責務規定にとどまり、具体的な行政罰や指導に関する規定を欠いている。この点を法改正又は自治体の条例等により補うことが考えられる。

①自治体への相談窓口設置、行政による指導

健康増進法に定められた喫煙者の配慮義務を前提として、喫煙を巡る住民間のトラブルを防止するために、地方自治体で相談窓口の設置など相談体制の整備を行い、必要に応じて行政が喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組みを設けることが考えられる。こうした仕組みを法律又は自治体の条例によって定めることが考えられる。所管を、保健所又は保健を所管する部局とするのか、あるいは、住宅に関する部局とするのか、検討する必要がある。

28 こうした規約変更については、「一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきとき」として、従来から喫煙していた者の個別の「承諾」を取り付ける必要があるか（区分所有法 31 条 1 項）問題となり得るが、「特別の影響」を与える

なお、こうした相談には、喫煙者・喫煙住人を誤認している場合もあり得ることから、喫煙者・喫煙住人の特定（前掲『住環境トラブル解決実務マニュアル』127 頁）を含めて実務上慎重な対応を要する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）第 5 条の「国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」を根拠として、住宅に関する部局に前述の相談・指導体制を設けることも考え得るが、その一方、後述するように、マンション住民間のトラブルへの対応は「マンションの管理」の範囲内とは言えず、直接的な根拠規定にはならないとの考え方もあり得る。

他方、健康増進法に定められた喫煙者の配慮義務から考えれば、こうした相談窓口の設置及び行政による指導の仕組みは、保健所等に設けるとともに、そもそも対象を集合住宅に限る必然性はなく、戸建て一軒家同士も対象とすべきと考えられる。集合住宅は、典型的に受動喫煙被害が起き易いが、近隣住宅の受動喫煙被害は、近接する戸建て一軒家同士でも現に起きている。我が国の狭小住宅街においては、やはり一般的・典型的に近隣住宅の受動喫煙被害が生じるおそれがあり、また、法的な根拠についても、区分所有法 6 条 1 項（共同の利益）やマンション管理適正化法に限らず、健康増進法 27 条の配慮義務及び民法 709 条の不法行為を前

ものではないと解されるであろう（ここでもペット禁止に関する判例が参考となる。東京高判平成 6 年 8 月 4 日、横浜弁護士会編『マンション・団地の法律実務』126～127 頁

提に考えれば、新たな仕組みは、集合住宅を対象に限るべきではなく、戸建て一軒家同士も対象とすべきである。

②区分所有マンションにおける管理組合の喫煙トラブル対応の努力義務化

マンションの管理組合（区分所有法 3 条）及びその業務委託先たる管理会社は、共用部分の管理（清掃、設備の保守点検）、管理費の会計、管理規約の作成、規約違反に対する請求、大規模修繕等の業務を行うが、規約違反に該当しない場合の住民同士の生活紛争に関する管理組合等の権原及び義務は法律上特に定められてはいない（前掲・横浜弁護士会編『マンション・団地の法律実務』）。

29 実際に、喫煙者・喫煙住戸の訪問（電話）調査・特定や、規約・使用細則の内容周知、喫煙禁止に関する書面の掲示・回覧・配布、受動喫煙被害者と加害喫煙者間の話し合いへの立会い・同席などによって、管理組合等の対応が解決に奏功している事例もある。

30 管理組合及び管理会社に住民同士の生活紛争を仲裁したり斡旋したりする義務までであると解されない。住民同士の生活紛争については、あくまで当事者間において解決するのが原則と考えられる。

たとえば、あるマンション管理のマッチングサイトでは、次のように説明されている。

「マンションでトラブルが起きた場合の管理会社の役割」

「共用部分の管理に関連するトラブル」又は「使用細則で定めた事項に関するトラブル」について「入居者間に割って入って喧嘩の仲裁をすることではありません。・・・管理組合への報告、入居者全員に対する注意喚起、当事者本人に対する注意喚起、ルールの改定に関する提案などです。」

「共用部分の管理に関連しない」かつ「使用細則で定められていない事項に関するトラブル」について「個人差によって判断がつかない問題であったり、純粋に区分所有者間の問題であるため、元々、管理組合で解決するのに馴染まず、管理会社が組合を支援するということが考えにくい問題だからです。場合によっては裁判で決着をつけるしかない」との認識が示されている。

<https://links-all.com/company-role-trouble/>

管理組合及び管理会社には、トラブル解決に向けて積極的に協力して頂きたい²⁹ところではあるが、管理組合等が区分所有法又はマンション管理適正化法第 4 条 1 項などを根拠として、個々のトラブル解決に向けて協力する法的義務まで一律に負っているとは解しがたい³⁰。

また、健康増進法を根拠として、管理組合等が、居室内の喫煙や屋外ベランダ喫煙のトラブルに個々に対処する法的義務まで負っているとは解しがたい³¹。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）第 8 条 2 項「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に

31 健康増進法第 27 条 2 項には、「特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」とあり、集合住宅も「多数の者が利用する施設」であるから、「第二種施設」及び「特定施設」の定義に該当する。また同法第 40 条 1 項 1 号「人の居住の用に供する場所」の適用除外は、第 29 条～第 42 条が対象であって、第 27 条には及ばない。したがって、喫煙場所に関する規約の作成・変更において、原始規約の作成者（分譲業者）や議決権者（区分所有者全員）や管理組合・管理会社は、当該条項に則って、「喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」という配慮義務は負い得る。もっとも、同法 30 条 2 項「特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。」の規定については、「喫煙禁止場所」が同法 29 条の定義上「屋内」に限定されており、また上記法第 40 条 1 項 1 号の適用除外が及ぶことから、この規定により喫煙中止等を要求すべき対象は、屋内の共有部分（例えば、エレベーター内や屋内共用通路など）に限られ、居住用の各居室内の喫煙や屋外ベランダ喫煙は、当該規定の対象外と考えられる。

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」との規定を根拠に、管理組合等は、負担が過重でないときは、集合住宅内の喫煙の除去の実施について合理的な配慮を提供する努力義務を負っているという解釈は成り立ち得ると考える³²。

さらに進めて、直截的に、管理組合に、権原と努力義務を導入する法改正又は自治体の条例等を行うことが考えられる。

具体的には、次のような規定の導入が考えられる。「管理組合（及びその委託を受けた管理会社）は、当該建物（共用部分のみならず専有部分も含み、これに限らない。）又は敷地内において、規約の定めの有無にかかわらず、区分所有者の共同の利益に反する喫煙がなされていると認めるときは、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙

の中止を求めることができる。管理組合は、区分所有者から、当該建物又は敷地内において区分所有者の共同の利益に反する喫煙が継続的になされているとしてその対処を求める旨の要望があった場合には、必要な調査及び解決のための適切な対応を実施するように努めなければならない。」

③罰則の導入（区分所有分譲の場合）

近隣住宅の受動喫煙トラブルは多種多様な類型があり、例えば、ベランダでの喫煙が被害を及ぼしている場合もあれば、他方、換気扇下の喫煙が被害を及ぼして逆逆にベランダ喫煙であれば被害が低減する位置関係の場合もある。したがって、一律に特定の場所での喫煙に対して罰則を設けることは困難である。

そこで、罰則の対象を、集合住宅の管理規約又は使用細則に違反した喫煙とすることが考えられる³³。管理規約（区分所有法 30 条）及び使用細則（国土交通省「マンション標準管理規約」第 18 条・第 48 条 4 号）の私法上の効力³⁴に加えて、公法上の法的効力を付与³⁵するものといえる。具体的には、マンションの管理規約又はその使用細則によって

32 管理組合・管理会社は、障害者差別解消法の「事業者」に該当する。受動喫煙被害者は「化学物質過敏症」等により「障害者」（「身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）に該当し得る場合がある（なお、洗濯物や柔軟剤等のおいに苦しむ「香害」被害者も該当可能性がある）。「社会的障壁」は「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されており、集合住宅内（居室内・ベランダとわず）における喫煙の慣行は、「社会的障壁」と言える。

33 より限定的に運用する場合は、管理組合から当該条例の罰則適用を求める旨の行政への申立てがあったことを罰則の発動要件とする等といった

制度も考えられる。

フィンランドでは、「自宅のベランダでの喫煙についても、煙が流れ出て近隣の迷惑になると判断すれば、住宅会社が禁止を申し立てることが可能になった。」との報道があり（CNN 2017 年 1 月 27 日）、規約等で禁止されていなくても、住宅会社の判断で禁止に公的な強制力をもたせる制度が導入されたものと思われる。

<https://www.cnn.co.jp/business/35095663.html>

34 義務違反者に対しては停止請求、使用禁止、競売、引渡し等が法定されているが（法 57～60 条）、実際にそうした手続きを行うことは被害者及び管理組合の負担が大きい。

35 例えば、軽犯罪法第 1 条 32 号「入ることを禁じた場所・・・に正当な理由がなくて入った者」「に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。」では、「禁止」の意思が客観的に表示さ

当該マンションのベランダでの喫煙が禁止されているのにこれに違反して喫煙した場合に行政罰の対象とすることができる。また、マンションの管理規約によって当該マンションの専有部分たる居室を含め敷地内全部において喫煙が禁止されているのにこれに違反して喫煙した場合に行政罰の対象とすることができる。

④罰則の導入（賃貸等の場合）

次に、賃貸マンション・賃貸アパートでは、先ほど述べた区分所有法に基づく規約ではなく、前述のとおり賃貸借契約書において喫煙禁止を規定する方法が一般的に用いられている。賃貸借契約書（又は使用貸借契約書）等書面によって、賃貸人（使用貸主）が権原を有する特定の場所において賃借人（使用借主）の喫煙を禁止する旨が明記されて合意³⁶されている場合の、これに違反した喫煙を、先ほど同様に条例又は立法によって行政罰の対象とすることが考えられる。

保護法益を他の居住者等の受動喫煙防止と考えれば、一棟の建物に複数³⁷の独立した占有（同居人などの占有補助者は数に含まない。）が存する場合を、対象とすることになる。

保護法益をより拡大して、賃貸人の資産保護と考えれば、一棟の建物内における複数の占有を要件とせず、単に賃貸借契約書上の合意をもって罰則対象とすることも考えられる。

⑤罰則の導入（住居全般について）

集合住宅に限らず、近隣住宅の受動喫煙トラブル戸建て一軒家も含めて、罰則を導入できないか

れている場所を対象としたもので、私人による「禁止」に公法上（この場合は、刑事罰）の効力を付与するものであり、参考となり得る。
36 但し、民法 548 条の 2 第 1 項の「定型約款の合意」に関する規定は適用せず、個別の合意がな

という点も検討の余地がある。もっとも、特定の喫煙行為を罰する要件の定め方（違反行為の定式化や距離の設定などを含み得る。）はなかなか難しいように思われる。そうすると、民事上の不法行為が成立する場合を前提に考えるべきであろう。たとえば、民事上違法と判断されたにもかかわらず、当該違法行為を継続しているような場合は、罰則をもって抑止することもあり得ると考えられる。いずれにせよ民事の裁判の集積を待つ必要があるように思われる。

⑥小括

立法又は条例により、以下の制度又は罰則を設けるべきである。

- ・ 地方自治体で相談窓口を設置し、必要に応じて行政が喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組みを設けるべきである。集合住宅を対象に限るべきではなく、戸建て住戸等も対象とすべきである。
- ・ 区分所有の集合住宅の管理組合に、喫煙トラブル対応の努力義務を導入すべきである
- ・ 区分所有の集合住宅の管理規約又は使用細則に違反した喫煙に対して行政罰を導入すべきである。
- ・ 賃貸借契約書等書面によって喫煙を禁止する旨が明記されて合意されている場合の、これに違反した喫煙に対して行政罰を導入すべきである。

5 喫煙率及びタバコ消費量の削減

そもそも、喫煙者が減って喫煙率が下がれば、この問題が起きる機会も減る。

されている場合に限ることが妥当と思われる。
37 前述の海外の例であるサンラファエル市を参考にすれば 2 戸以上、サンフランシスコ市を参考にすれば 3 戸以上となる。

政府は、2012年6月8日「がん対策推進基本計画」の変更について閣議決定し、成人喫煙率を19.5%から10年間で4割減らして12%とする目標を掲げている。また、我が国の批准も含め168か国以上が締結する「たばこ規制枠組条約」は、タバコ消費の減少と受動喫煙からの保護を目的とし、タバコの増税（6条）や受動喫煙防止法の実施（8条）等を求めている。

喫煙は、火災の危険も伴う。ペランダ喫煙後の吸殻処理の問題やペランダ出火の増加傾向について、消防庁も注意を呼び掛けている³⁸

今後、喫煙率及びタバコ消費量が一層減少し、受動喫煙問題及び火災問題、これらによる人々の苦しみが減っていくよう、そうした社会へと向かうことを期待したい。

D. 結論

我が国においても、近隣住宅間における受動喫煙問題に対処するため、立法上や行政上の措置がとられるべきである。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

第30回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会（福島市）2021年5月23日 シンポジウム2「改正健康増進法全面施行1年後の変化」
岡本光樹「東京から全国へ受動喫煙防止条例の波及状況とCOVID-19による喫煙環境の変化」

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

38 東京消防庁「ペランダでの喫煙・吸殻の処理にご注意を！～ペランダから出火する『たばこ火災』が増加しています～」平成22年6月14日

報道発表資料、平成27年9月総務省消防庁発表、等

<近隣住宅受動喫煙問題 判決の比較>

	名古屋地判平成 24 年 12 月 13 日	横浜地判令和元年 11 月 28 日・ 東京高判令和 2 年 10 月 29 日
居住の位置 関係	原告 509 号室 被告 409 号室 真下	原告 2 階東側 被告 1 階西側 103 号室 斜めに位置する
喫煙場所	被告ベランダ	被告宅内の個室「防音室」で吸うことがほとんど。換気扇下で吸うこともあった 被控訴人は、控訴人ら宅の反対側である南西側に位置する部屋(防音室)において主に喫煙をしている
不法行為に関する一般的な規範	タバコの煙が喫煙者のみならず、その周辺で煙を吸い込む者の健康にも悪影響を及ぼす恐れのあること、一般にタバコの煙を嫌う者が多くいることは、いずれも公知の事実である。 したがって、マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、マンションの他の居住者に与える不利益の程度によっては、制限すべき場合があり得るのであって、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得るといえる。	(地裁判決) 本来、自宅内での喫煙は自由であって、多少の副流煙が外部に漏れたとしても、それが社会的相当性を逸脱するほど大量であるなどといった特段の事情がない限り、原則として違法とはならないと解すべきである。 もともと、・・・それ自体としては違法とは評価し難いものの、・・・仮に、被告宅からのタバコの副流煙によって、原告らに健康被害が生じているとすれば、被告の自宅内での喫煙が、原告らに対する関係で違法となる余地がないではないことから、以下検討する。 <i>(※1) 地裁判決は上記の判断枠組みを示していたが、東京高裁は、かかる判断枠組みは維持せず、不法行為成立に関する一般的な規範を特に示すことなく、具体的な因果関係の判断をしている。</i>
流入の因果関係	被告がベランダで喫煙をした際に出るタバコの煙がマンションの直上階にある原告のベランダに上り、原告の自室内に入ることは十分にあり得る 原告の室内に入るタバコの煙は、少ないとは言えない。 (「被告の主張」では「仮に被告がベランダで喫煙したタバコの煙が、上階である原告の居室に流れ込むことがあったとしても、原告が窓を閉めれば容易に防止しうることである。」と摘示され、裁判所は「窓を開けていたことをもって、原告に落ち度があるということではできない。」と判示した。原告が窓を開けた状態で「タバコの煙が、上階である原告の居室に流れ込むこと」自体、すなわち「到達の因果関係」については被告が争っていなかったように読める。)	本件団地は、鉄筋コンクリート壁式構造であり、構造上建物内部から被控訴人宅での喫煙の副流煙が控訴人ら宅に流入するとは認められない。 本件団地の外部から控訴人ら宅の窓等を通じて被控訴人宅の副流煙が流入することは考えられないわけではない。しかしながら、上記の意見書も、被控訴人宅からの副流煙流入の可能性を述べるものであるが、あくまでも可能性にとどまるものであり、被控訴人宅からの副流煙の流入を客観的なデータ等をもって裏付けるものではない。 外気を通じて被控訴人宅からの副流煙が、控訴人らに対して健康被害を生じさせるほど控訴人ら宅に流入したとの機序を解明し、これを認めるに足りる客観的な証拠はなお見当たらない。
医療機関の診断傷病との因果関係	受動喫煙によるストレスが直ちに帯状疱疹を発症させるものとはいえず、被告が、不眠や動悸を訴えてうつ状態と診断されたのは、被告のベランダで	患者を治療するという医師の立場での診断方法としては理解しうるところではあるが、一方で、診断の前提となっている受動喫煙に関する事実については、あくまで

	<p>の喫煙がやんだ後であり、したがって、これらが被告のベランダでの喫煙により生じたものとまでは認められない。</p>	<p>も患者の供述にとどまるものであり、そこから受動喫煙の原因(本件では、被控訴人宅からの副流煙の流入)までもが、直ちに推認されるものとはいい難い。 本件の証拠関係に照らせば、かかる控訴人らの主訴を前提とした診断書の記載を基にして、控訴人らが複控訴人宅からのタバコの副流煙によって受動喫煙症に罹患したと認定することは困難であるといわざるをえない。</p>
精神的損害及びその因果関係	<p>被告が、原告の申し入れにもかかわらず、ベランダでの喫煙を継続したことにより、原告に精神的損害が生じたことは容易に認められる。</p>	<p>控訴人らは、仮に大量の喫煙の事実が認定されなかったとしても、控訴人らが健康被害を訴えて、被控訴人に対して喫煙を控えるよう要望したにもかかわらず、被控訴人は殊更にこれを無視して喫煙を継続したのであるから、控訴人らへの配慮義務を解怠するものであり、控訴人らの受忍限度を超える違法な行為として不法行為を構成する旨を主張する。しかしながら、控訴人らの主張は、被控訴人による喫煙が控訴人らの主張する健康被害の原因となっていることが前提とされているところ、前記説示のとおり、被控訴人による喫煙が控訴人らの主張する健康被害の原因となっているとは認められないことからすれば、控訴人らの主張は前提を欠くというほかなく、採用できない。</p>
原被告間の協議の経緯、違法性の時期	<p>原告は、平成22年5月2日ころには、自分が喘息であって、タバコの煙によって強いストレスを感じていることを記載して、ベランダでの喫煙のみをやめるよう被告に求め、平成23年4月ころにも重ねてベランダでの喫煙をやめるよう、直接、被告に告げ、管理組合をして回覧又は掲示もさせているのであり、そうであるとする、遅くとも、平成23年5月以降、被告が、原告に対する配慮をすることなく、自室のベランダで喫煙を継続する行為は、原告に対する不法行為になるものということができる。 (原告の娘は、平成23年8月3日ころ、被告に架電して、ベランダでの喫煙をやめるよう求め、吸うのであれば被告の自室の換気扇の下で吸ってほしいと告げた。しかし、被告は、直ちにベランダでの喫煙をやめることはせず、同年9月19日ころまで、ベランダでの喫煙を継続していた。)</p>	<p>(※2) 原被告間の協議に関する事実認定はない。主張整理中にも具体的な摘示はない。 高裁判決中に、「控訴人らは、・・・平成28年8月以降の被控訴人やその妻との面談における発言内容を指摘するが、」との言及があるが、受動喫煙症や化学物質過敏症に罹患した原因、すなわち因果関係の判断中において言及されているだけであって、喫煙継続自体による精神的損害発生の枠組みでは判断されていない。</p>
受忍限度	<p>被告がベランダでの喫煙をやめて、自室内部で喫煙をしていた場合でも、開口部や換気扇等から階上にタバコの煙が上がることを完全に防止することはできず、互いの住居が近接しているマンションに居住しているという特殊性から、そもそも、原告においても、近隣のタバコの煙が流入すること</p>	

	について, ある程度は受忍すべき義務があるといえる。	
結論	被告のベランダでの喫煙により原告に生じた精神的損害を慰謝するには, 5万円をもって相当と認める。	以上によれば, 控訴人らの体調不良ないし健康影響が被控訴人によるタバコの副流煙によって発症したと認めることはできず, 被控訴人が不法行為責任を負うとは認められない。

(*1) 及び (*2) は筆者による解説である。

その余は、判決文言を引用。

<別紙>

『住環境トラブル解決実務マニュアル』「第8章 タバコ煙害」123頁に示した
対応方針案

住宅煙害<対応方針案>

◆喫煙住居、喫煙者、煙の流れをできる限り特定。証拠収集。

↓

◆被害のご本人から、苦痛に感じていることを示す手紙を送付する（手紙の日付、書面のコピーを必ず保存しておく。必要に応じて診断書のコピーも送付する。）。

まずは対立姿勢にならないよう、丁寧なお問い合わせベースがよいと思われる。喫煙態様の改善策（喫煙時間帯、喫煙場所・位置）を具体的に提案・指定した方が、話が進み易い。

↓

◆改善しない場合、弁護士から内容証明による通知又は警告。

平成24年12月13日名古屋地裁判決文の活用。

↓

◆民事調停（作為義務・不作為義務設定）

◆民事訴訟（損害賠償）

上記<対応方針案>は、一般的な相談事例の対応策として考えられるものです。もっとも、事案や相手によっては、必ずしも上記対応が通用しない場合もあります。有用と考えられる範囲で、解決のヒントとしてご参考にしてください。

<別紙>

『住環境トラブル解決実務マニュアル』「第8章 タバコ煙害」235～236頁に示した
相談フォームの設問例

自宅近隣の受動喫煙被害のご相談に当たり、以下をお分かりになる範囲でご記入ください。

分類	No.	設問
貴方について	1	貴方の氏名をお知らせください。
	2	貴方のメールアドレスを記入ください
	3	貴方の連絡先となる電話番号をお知らせください
	4	お住まいはどちらですか(都道府県・市町村)
	5	居住形態をお知らせください。 ・集合住宅(賃貸or所有) ・一軒家(賃貸or所有) ・その他
被害について	6	加害者がどこで喫煙することにより被害を受けていますか？ (例：ベランダ/自室の換気扇の下/自室内/共用部分の廊下・階段・庭 等)
	7	どこで被害を受けていますか？ (例：ベランダ/自室内 等) 被害は、貴方の家の窓を開けている時ですか？ 窓を閉めても入ってきますか？ (例：洗濯物が外に干せない/窓が開けられない・換気ができない/窓を閉めていても臭いが入ってくる 等)
	8	貴方の自宅/ベランダへはどのように煙が流れてきますか？ (例：ベランダ越しに/通気孔から/換気扇から/窓の隙間から/マンションの換気システムから 等) 空気の流れをなるべく特定して書いてください。
	9	被害を受けているのは誰ですか？ (貴方自身、ご家族等具体的に、夫・妻・子供も) 他の近隣住民でほかに苦しんでいる人もいれば書いてください。
	10	被害を受けている時間帯はいつですか？
	11	被害を受けて身体症状は出ていますか？ どのような身体症状が出ていますか？ (被害を受けている人毎に)
	12	診断書がある場合には、症病名・診断医師名も。
加害者について	13	加害者の家はどこにありますか？ (西隣・東隣等/階下/隣のマンション/隣接の家 等、あるいは加害者不明)
	14	加害者の家族構成を把握している範囲でお知らせください。 結婚しているか(夫婦ともに喫煙、夫喫煙・妻非喫煙)、 何歳の子供がいるか(未成年の子供がいるためベランダ喫煙している、子供も喫煙している)
	15	加害者の年齢はいくつくらいですか？
	16	加害者の職業はわかりますか？ 職業が分からなければ業務形態や社会的地位について。 (例：無職/定年退職/自宅で仕事/夜間の仕事/スーツを着ている・着ていない、等)

規約について	17	管理規約や細則にはどのような記載がありますか？ 役に立ちそうな規定がないか確認してください。 (例：ベランダは禁煙とする/共用部分は禁煙とする/ベランダ以外の共用部分は禁煙とする/悪臭の発生をしないこと、他の居住者の迷惑となる行為をしないこと、等)
自衛策	18	自衛策の状況は？ ・窓を閉め切っていて、換気できない ・ベランダに業務用の扇風機を設置したが、うまく風が流れない
交渉状況について	19 20	加害者に対して直接交渉を行いましたか。 交渉した人、交渉する予定の人についてお知らせください。 ・貴方自身(年齢・性別も)・家族(年齢・性別も) ・管理会社の担当者、その他 加害者に対する交渉状況など「いつ、どのように、何をしたか」を詳細にお知らせください。 20 話した内容、それに対する反応、その後の喫煙状況、 書面で送った場合にはその内容、それに対する反応、その後の喫煙状況、等
望む解決方法	21	貴方はどのような解決を望みますか？ 例) ・ベランダではなく自室内で喫煙してもらいたい ・自室内換気扇下の喫煙をやめてもらいたい ・ベランダや自室以外の屋外で喫煙するようにしてもらいたい ・何時から何時までの時間帯はベランダ喫煙しないでもらいたい ・タバコを辞めさせたい・禁煙させたい ・当該喫煙者に損害賠償請求したい、タバコ会社を訴えたい
伝えたいこと	22	その他、伝えたいことをご記入ください。
協力	23	上記相談内容を、タバコ対策に取り組むNPOの相談サポーターに、協力依頼・対策検討のために情報共有してもよいですか？ (全ての内容について提供してよい/1～3以外提供してよい/弁護士にのみ情報提供してよい)
	24	新聞・ラジオ・マスコミ等から、受動喫煙問題についての取材依頼があった場合に、ご紹介してもよいですか。 (連絡先を伝えてよい/その時点で検討したい/取材は受けたくない)
その他	25	禁煙団体・嫌煙団体への相談・参加・所属の有無

